

御嵩町職員措置請求書

御嵩町監査委員 殿

令和4年10月24日

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

第1 請求者

(代表) 住所

氏名 (自署)

電話

住所

氏名 (自署)

住所

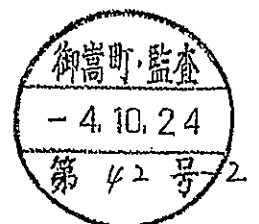
氏名 (自署)

住所

氏名 (自署)

住所

氏名 (自署)



住所



氏名 (自署)



住所



氏名 (自署)



住所



氏名 (自署)

第2 請求の要旨

1 対象となる行為及び求める措置

- (1) 御嵩町渡邊公夫町長（以下「渡邊町長」という。）は、令和3年5月28日、可茂消防事務組合（以下「消防組合」という。）に消防組合南消防署御嵩分署（以下「御嵩分署」という。）の建設用地として売却する目的で、岐阜県土地開発公社（以下「公社」という。）との間で、御嵩町■■■■副町長（以下「■■■■副町長」という。）所有にかかる可児郡御嵩町中字大泥188番1、同189番1の各土地（以下「本件土地」という。）の取得にかかる公共事業用地の先行取得等に関する契約（資料1、以下「本件先行取得契約」という。）を締結した。
- (2) 公社は、本件先行取得契約に基づき、令和3年12月3日、本件土地所有者であった御嵩町現副町長■■■■（以下「■■■■副町長」という。）との間で、本件土地を代金■■■■円で取得する旨の売買契約を締結し（以下、「本件売買契約」という。）（資料2）、同日、本件土地の御嵩町への中間省略による所有権移転登記がなされた。
- (3) しかし、令和3年12月中旬、公社が造成に先立って実施した本件土地の地盤強度のボーリング調査の結果、本件土地地下30m以浅の位置に空洞があることが判明した。その後、本件土地を消防署用地として使用するには、空洞の充填が必要であり、その費用として約1億円が必要になることが判明した。
- (4) 本件先行取得契約7条によれば、御嵩町には公社から本件土地を買い取るべき義務があり、その代金は、本件売買代金■■■■円（同条1項1号）のほか、公社の造成費用（同条1項3号）等の諸経費が含まれているから、これら同条所定の諸経費の支払い

のため公金支出（以下「本件公金支出（予定）等」という。）がなされるのが相当の確実さをもって予測される。

- (5) 本件先行取得契約及び本件公金支出（予定）等は、後記理由により違法または不当なものである。
- (6) よって、渡辺町長に対して、本件先行取得契約を解除する措置及び今後予想される本件土地の買取及び本件公金支出（予定）をしないよう事前差止めの措置をそれぞれ求めるとともに、渡邊町長及び副町長には、これらの各措置により発生する公社への損害賠償費用相当額（公社が支出した土地取得費用 円及び調査費用・事務費用等合計の相当額）を連帯して御嵩町に賠償することを命ずる措置を求める。

2 違法または不当の理由

(1) 本件先行取得契約締結の経緯

- ア 消防組合は、平成27年5月27日、御嵩分署の移転候補地について御嵩町と協議を開始した。この協議の御嵩町の担当者は総務部長（現副町長）、総務防災課長、防災安全係長、主任主査（いずれも役職は当時）である（資料3-1）。本協議により、移転候補地は御嵩町主導で探すこととなった。
- イ 御嵩町は、平成27年7月14日及び15日、消防組合に対し、合計7か所の移転候補地を示したが、その中に本件土地が含まれていた。同月15日、消防組合は移転候補地の現地調査を行なった（資料3-2、資料4）。
- ウ 7か所の候補地を本件土地に絞り込む過程において、御嵩町に意図的な工作が存在する。

まず、本件土地は、御嵩町の作成しているハザードマップの亜炭層（空洞）深度分布図によれば、15mより深く30mより浅

い地域に空洞が分布する地域であった(資料9)。にもかかわらず、上記イの際、御嵩町が示した土地の資料には、本件土地のメリットとして空洞深度が30m以深である旨虚偽の情報が記載されていた(資料4)。なお、別の候補地の記載では、空洞深度が15mより深く30mより浅いことは、デメリットとして記載されていた(資料4)。また、位置的に良いとされている別の候補地について、根拠なく「有名なクレーマーが近くに住んでいる」との説明がなされていたため候補から除外されている。これらの点及び後記エ、オの諸点から総合すると、渡邊町長の意図に基づいて、関係職員が消防組合の希望が本件土地になるよう誘導していたことが推認される。

エ 御嵩町■■■■総務防災課長、■■■■防災安全係長、■■■■主任主査らは、平成27年7月28日、消防組合に対し、本件土地は総務部長(■■■■副町長)の土地であるため回避したいとの意向を示した(以下、「回避の意向」という。資料3-3)。このときの協議には■■■■副町長は出席していなかった。回避の意向は、実質的な利益相反関係にある■■■■副町長の土地を町が買い受けることについて、公平性を欠くことを懸念したものと推定される。因みに、第7次御嵩町行政改革大綱は、「行政経営の公正と透明性の確保」を謳っているところ(資料13)、■■■■副町長の土地を町が買い受けるならば、公正な行政経営とはいえない。

オ 御嵩町■■■■総務防災課長らは、平成27年9月24日、同年7月28日の協議では前記の回避の意向を翻し、「町長は、消防署の希望する場所でいいと言っています。」と消防組合に述べ、本件土地を回避しないとの渡邊町長の意向を示した。

また、御嵩町は新たに2か所の候補地を提示した(資料3-4)。

なお、この日の協議記録は2つ作成されているが、本件土地の地権者が■■■■副町長であるとの記載がある協議記録は、何故か消防組合において供覧に付されなかった。これは、実質的な利益相反関係にある■■■■副町長の土地を町が買い受けることについて、消防組合から異論が出ることを懸念したものと推定される。

カ 消防組合は、平成27年10月7日、本件土地を第1候補とする旨の意向を御嵩町に伝えた。また、消防組合は御嵩町に「用地が決定すれば、ボーリング調査を行ないたい。役場で地権者に確認を得て頂くようお願いする。」旨の要請をした(以下、「事前ボーリング調査の要請」という。資料3-5)。これは用地買収に先立って実施すべき調査の要望であり、その目的が地盤強度か空洞の存否かは別として当然のことである。

キ 土地は、最終的には、消防組合が取得することとなるが、土地の取得方法について、御嵩町は、平成27年10月29日、本件土地を消防組合が直接購入する方法を希望し、他方、消防組合は、御嵩町が一旦購入しその後、消防組合が購入する方法を希望した(資料3-6)。ただし、御嵩町の意向としては、町長命令ならば(御嵩町での購入を)やらなければならないとのことだった。

ク 御嵩町■■■■総務防災課長は、平成27年11月5日、消防組合に対し、渡邊町長の指示により、御嵩町が一旦土地を購入する意向を伝えた(資料3-6)。

ケ その後しばらくの経過は協議記録が存在せず不明であるが、御嵩町が庁舎の移転を検討しており、御嵩町庁舎の移転先に御嵩分署を併設する案などが出ていたため、本件土地の取得は一旦白紙とされていた。

コ 御嵩町は、令和3年1月15日、御嵩分署の移転候補地として

本件土地を選定した旨を消防組合に通知した（資料5）。

消防組合は、同月21日、御嵩町に対し、上記選定に同意する旨回答した（資料6）。

サ 御嵩町と公社との間で、令和3年5月28日、本件土地の取得及び造成等に関する本件先行取得契約が締結された（資料1）。

シ 御嵩町■■■■係長から、令和3年9月15日、消防組合に対し、1.5mより深い部分に亜炭層空洞があった場合は、補強等対処不要との電話連絡がなされた（資料7）。しかし、3.2m以浅に空洞があるならば補強対策が必要である（資料11）から不可解な連絡である。

ス 公社と■■■■副町長との間で、令和3年12月3日、本件土地の売買契約が締結され、本件土地の御嵩町への中間省略による所有権移転登記がなされた（資料2）。

セ 公社が令和3年12月中旬に地盤強度の測定のために実施した本件土地のボーリング調査（2本）の結果、本件土地の地下に空洞（地下2.8～2.9mの箇所、地下2.9～3.0.5mの箇所の2箇所とも）があることが判明した。その後、本件土地を消防署用地として使用するには、空洞の充填が必要であり、その費用として約1億円が必要になることが判明した（資料8）。

(2) 違法または不法の理由

ア 本件土地は御嵩町が作成した亜炭層（空洞）深度分布図によれば1.5mより深く3.0mより浅い地域に空洞が分布する地域である（資料9）。そのため、本件土地に充填が必要な空洞があることは、本件先行取得契約締結以前に十分に予想ができたことである。現に渡邊町長は、令和4年5月17日の加茂郡・可児郡町村会において、「御嵩町である程度の建物を造ろうと思いますと、

大抵地下に空洞がある。」「御嵩で建設すれば、(空洞は)必ずあると思ったほうが、できない。」「農地については、御嵩町はほとんど調査をしていない。」「新たに埋めて使いたいとはならない。」との認識を示している(資料10)。

イ 消防署施設の建設用地として土地を取得するにあたっては、仮に当該土地に空洞が存在すれば、そうでない場合に比較して不必要かつ巨額の充填費用等が土地取得費用及び造成費用とは別途生じることが容易に予想される。したがって、御嵩町は、本件土地を取得するにあたって、前記(1)、カに記載した消防組合の事前ボーリング調査の要請に従い、①その取得に先立ち地権者に承諾を得てボーリング調査を事前に行った上で空洞の有無を確認して土地の取得の是非について検討し、②地権者の承諾が得られずボーリング調査を事前に行うことが困難であれば、空洞があるリスクを想定した上で取得費用を検討し、その取得の是非を検討する義務を負う。不必要かつ過大な公金支出を防ぐために、このような確認と検討の義務を御嵩町が負うことは地方自治法第2条第14号(地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。)及び地方財政法4条1項(同旨)からも明らかである(以下、「最小経費最大効果確保義務」という)。

ウ しかしながら、本件では、前記(1)、カに記載した消防組合の事前ボーリング調査の要請にもかかわらず、渡邊町長が地権者である[]副町長に事前ボーリング調査の承諾を取るよう関係部署に指示した形跡は一切見受けられない。また、空洞があることを想定した費用の検討がなされた形跡も一切見受けられない。むしろ、

(1)、ウに記載したとおり、候補地を本件土地に絞り込む過程において、御嵩町には、意図的な工作が存在する。

エ 御嵩町は、消防組合に対し、本件土地について、上記のとおり①空洞深度が30m以深である旨記載し((1)、ウ)、②15mより深い部分に亜炭層空洞があった場合は、補強等対処不要などと虚偽の説明をしており((1)、シ)、また、選定結果を伝えた際の重要事項として、本件土地の隣接地で空洞は確認されていないことを強調し、消防組合に本件土地に充填が必要な空洞がある可能性は極めて低い旨の誤信をさせている(資料5)。

消防組合は、御嵩町による本件土地の選定について、「空洞がないことが考えられる(予測できる)場所として選定」「空洞がないと考え選定」している旨の認識を示していることから、本件土地に充填が必要な空洞がある可能性は極めて低い旨の誤信をしていたことが分かる(資料11)。

オ 本件土地のような空洞が存在するリスクの高い土地について、虚偽の説明をしてまで消防組合が本件土地を希望するよう誘導し、情を知らない消防組合にこれを取得させることを誘導しようとしたのは、本件土地が■■■■副町長の所有であり、渡邊町長が同人に不公正な利益をもたらそうと画策したからにほかならない。この画策を主導していたのは、渡邊町長及び地権者であり総務部長でもあった■■■■副町長である。本件土地は建物を建てるにあたり、土地造成費等の諸経費(本件先行取得契約書7条)とは別に約1億円もの充填費用の負担が必要になる土地であるから、およそ民間での売買は成立しないと考えられる(渡邊町長の言葉を借りれば「新たに埋めて使いたいとはならない。」。)即ち、本件土地は、重大な欠陥が存在しており、まともな換金可能性のない土地

であった。にもかかわらず、[REDACTED]副町長は公社に本件土地を売却することで約[REDACTED]円もの対価を得ている。その原資は、公金である。加えて、この売買代金の算定根拠は、本件先行取得契約書1条3項2号、同4条であるところ、本件土地の地下30m以浅に空洞が存在すること、その充填費用約1億円が掛かることは価格算定の考慮要素とはされておらず、著しく不当である。

カ 本件土地の取得にあたり、御嵩町は今後本件土地の取得費用、造成費用の約1億円に加え、別途充填費用約1億円を、将来の公社との取得契約の際に支払うこととなる（資料1）。現在の原材料高騰の物価動向に鑑みれば、更に高額になることが合理的に予測される。

キ これは最小経費最大効果確保義務に違反し経済的にみて明らかに合理性を欠くものであり、また土地選定の動機が[REDACTED]副町長の不公正な利益の取得であること等の事情から、本件土地先行取得契約の締結及び将来の本件公金支出（予定）等は、渡邊町長が裁量権を逸脱または濫用するものであり、違法または不当である。

3 措置請求遅延の「正当な理由」について

本件先行取得契約は、令和3年5月28日に締結されており、当該行為のあった日から1年が経過している。しかし、本件先行取得契約に関する疑惑は、令和4年8月25日発行の[REDACTED]著『「御嵩町新庁舎78億円の謎」もう白紙撤回しかない！』によって初めて指摘された（資料12）。翌9月、住民は消防組合と公社に情報公開請求を行い、本件先行取得契約及び本件売買契約の契約書の写しを入手した。したがって、住民が監査請求をするに足りる程度に本件先行取得契約の存在及び内容を知ることができたのは上記著書発行以降であるので、本監査請求には、地方自治法第242条第2項ただし書きの「正当な理

由」が認められる。

以上

事実証明書

- 1 公共事業用地の先行取得等に関する契約書
- 2 土地売買に関する契約書
- 3-1~6
御嵩分署建て替えに関する協議記録書
- 4 御嵩分署候補地視察記録
- 5 可茂消防事務組合南消防署御嵩分署移転候補地の協議について
- 6 可茂消防事務組合南消防署御嵩分署移転候補地の協議について
(回答)
- 7 可茂消防事務組合御嵩分署の土地取得について
- 8 メール
- 9 亜炭層(空洞)深度分布図
- 10 加茂郡・可児郡町村会議録
- 11 市町村担当課長会議録
- 12 「「御嵩町新庁舎78億円の謎」もう白紙撤回しかない！」抜粋
- 13 第7次行政改革大綱